

楽生苑ひなたの家(認知症対応型通所介護) 料金表

サービス利用料金

令和3年4月1日現在

サービス内容略称	1割負担の場合 単位(円)	2割負担の場合 単位(円)	3割負担の場合 単位(円)	備 考
要支援1	859	1,718	2,577	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要支援2	959	1,918	2,877	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護1	992	1,984	2,976	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護2	1,100	2,200	3,300	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護3	1,208	2,416	3,624	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護4	1,316	2,632	3,948	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護5	1,424	2,848	4,272	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
個別機能訓練加算(Ⅰ)	27	54	81	1日につき機能訓練指導員を1以上配置し、実施すること。個別に計画書を作成し3ヶ月に1回以上評価を行う場合
入浴介助加算	40	80	120	1日につき入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う場合
サービス提供体制加算Ⅲ	6	12	18	1日につき勤続7年以上の職員が30%以上配置されている場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	40	60	1日につき(利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供していること)
科学的介護推進加算	40	80	120	1月につき(利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入所者の心身の状況等の係る基本的な情報をLIFE(科学的情報システム)を用いて厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど有効に必要な情報を活用していること)
ADL維持加算(Ⅰ)	30	60	90	1月につき利用者等の総数が10人以上であること、利用者等全員について利用者開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてBIを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属することに厚生労働省に提出していること。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10.4%	10.4%	10.4%	介護職員の処遇改善に要する加算、単位総数に対して別途10.4%相当額
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2.4%	2.4%	2.4%	介護職員の処遇改善に要する加算、単位総数に対して別途2.4%相当額
送迎を行わない場合	△47/片道	△94/片道	△141/片道	送迎をしない場合(利用者自ら通う場合、家族が送迎を行う場合、送迎を実施していない場合)は減算の対象とする
食費	700	おやつ料金も含む		